

資料 7－2

市街化調整区域で建築可能な建物

市街化調整区域では、原則として建物を建てることはできません。
ただし、開発許可の手続きを行うことで、建築が可能なものがあります。
建築可能な事例として下記のようなものがあります。

1 緩和区域（都市計画法第34条第11号・12号区域）

緩和区域では、戸建住宅が建築可能です。
東風平地域では、下記の地域で緩和区域が指定されています。

- ・外間、宜次、友寄、上田原、屋宜原、東風平、世名城、志多伯、小城（11号区域。市街化区域から1km以内の集落。）
- ・当銘、富盛、高良（12号区域。市街化区域から1kmを超える集落。）

2 日常生活に必要な店舗等

コンビニ、食堂、喫茶店、理容室、美容室、自動車修理工場 等

3 分家住宅

那覇広域都市計画区域の市街化区域と市街化調整区域の線引き（昭和49年）以前から所有している土地で、既存集落における戸建住宅など一定の要件を満たせば、分家住宅を建てることが可能です。

4 農林漁業従事者の住宅

市町村の発行する「農林漁業従事者証明書」等の一定の要件を満たせば、住宅を建てることが可能です。